

2022年9月9日

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ご契約者さまへ

新型コロナウイルス感染症における「入院」の特例取扱いの変更について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当社では2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、「入院」として取扱い、入院保険金等のお支払い対象とする特例取扱い（以下、「みなし入院」といいます）を実施してきました。

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、「みなし入院」の取扱いを変更することとしました。2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象については以下のとおりとし、以下にあてはまらない方で、宿泊施設や自宅にて療養された場合については入院保険金等のお支払い対象外となります。

< 「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象 >

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅で療養をされた方のうち、次の「**重症化リスクの高い方**」

- ①65才以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新型コロナウイルス罹患により酸素投与が必要な方
- ④妊婦の方

< 参考 > 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い対象範囲

ケース		2022年9月25日以前	2022年9月26日以降
入院された場合（約款における取扱い）		○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊施設や自宅で療養された場合（特例取扱い）	上記①～④の重症化リスクの高い方	○ お支払い対象	○ お支払い対象
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外

■「みなし入院」開始の経緯

本来、入院保険金等をお支払いするための「入院」の要件は、「自宅等での療養が困難であること」「病院または診療所に入ること」「常に医師の管理下において治療に専念すること」を全て満たすことが原則となっております。こうした中、2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、入院が必要であるにもかかわらず、病床不足等を理由に入院することができない状況が発生し、宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。宿泊施設や自宅での療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から、社会情勢を踏まえた時限的な措置として「みなし入院」を開始いたしました。

<約款上の「入院」の定義>

用語	説明
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

■「みなし入院」の対象範囲を変更する理由

新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあります。さらに、この度、政府から公表されたとおり、2022年9月26日以降の新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に、上記①～④に該当する重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化を踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、「みなし入院」の対象範囲を変更することといたしました。

なお、2022年9月25日以前に新型コロナウイルスと診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクが高い方に限らず、これまで通りの対応を継続いたします。また、今後法令の改正等がなされた場合には、必要に応じて更なる対応を行う可能性があります。

本対応のほか、新型コロナウイルス感染症に関連した情報は、当社オフィシャルホームページ (<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>) に掲載しております。

以上

【お問い合わせ先】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
関西企業営業第三部 営業第一課
〒530-8555
大阪府大阪市北区西天満 4-15-10
TEL:06-6363-7544